

三田市告示第 116 号

建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程(平成11年三田市告示第21号)の一部を次のように改正する。

令和 7年 5月20日

三田市長 田村克也

建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程の一部を改正する規程

建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程(平成11年三田市告示第21号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(閲覧の場所) 第2条 概要書等の閲覧場所(以下「閲覧場所」という。)は、<u>都市整備部審査指導課</u>とする。</p> <p>(閲覧の時間等) 第3条 概要書等を閲覧に供しない日(以下「閲覧場所の休日」という。)は、三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)第1条に定める日とする。</p> <p>2 閲覧場所における閲覧の時間は、午前9時から<u>午後5時15分</u>までとする。</p> <p>3～4 省略</p>	<p>(閲覧の場所) 第2条 概要書等の閲覧場所(以下「閲覧場所」という。)は、<u>建築基準法に関する事務を所管する課</u>とする。</p> <p>(閲覧の時間等) 第3条 概要書等を閲覧に供しない日(以下「閲覧場所の休日」という。)は、三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)第1条に定める日とする。</p> <p>2 閲覧場所における閲覧の時間は、午前9時から<u>午後4時15分</u>までとする。</p> <p>3～4 省略</p>

付 則

この規程は、令和7年6月2日から施行する。